

[米国判例] 用語の意味が不明確であるとして特許無効を判示したCAFC判決



1. 判決要旨

- ・クレームで使用された用語の意味が、内的証拠および外的証拠からも明確でないと判示したCAFC判決(判決日:2020年7月31日)。
- ・**専門用語、特殊用語を使用する場合には、その用語の定義(意味)を明細書等で明確にすべきであることを示す判例。**

2. 事件の概要 IBSA INSTITUT BIOCHIMIQUE, S.A., v. TEVA PHARMACEUTICALS USA, INC., Fed. Cir No.2019-2040, Decided: July 31,2020

- ・ IBSAを特許権者とするUS.Patent 7,723,390(第1国イタリア出願)のクレーム1は“half-liquid”との用語を含む。この用語はイタリア出願では“semiliquido”であった。
- ・ 地裁は、以下の理由により“half-liquid”は不明確と認定。
 - ①本技術分野および本願の明細書／審査過程において“half-liquid”の意味が定義されていない。
 - ②審査過程のある時点において“semi-liquid”を含む上位クレームに従属する、“half-liquid”を含む下位クレームが存在した(このクレームは削除されている)。

” HARAKENZO *more* ” IP Information Delivery Section

- 本記事の全文をご希望の方は「記事申込」ボタンをクリック。
(お申し込みの際、本記事の日付・タイトルの入力が必要となります。)
- 公式Twitterでは本記事のような当所オリジナル資料の情報を随時ご案内致します。お気軽にフォローしてください。
- 世界中の知財に関する最新トピックスを月一配信!
配信ご希望の方は「ニュースレター配信申込」ボタンをクリック。

※本記事の提供については、利益相反、その他の理由によりご希望に添えない場合もありますこと、ご承知おきください。